経済科学論集（Journal of Economics）第26号，2000年３月，121－146ページ

金融ビッグバンと郵便貯金

伊　藤　光　雄

はじめに

わが国の郵便貯金事業を取り巻く環境は大きく変化しようとしている。すなわち、すでに段階的に進展しつつある日本版金融ビッグバンが2001年には本格的にスタートすることにより、金融サービス部門の各種金融機関の行動様式に大きな影響を与えるとともに、金融市場にも大きな変化が生じるものと予想される。また、今後、財政投融資改革に伴って郵便貯金資金の大蔵省資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用されるとともに、中央省庁再編により、郵便貯金を含む郵政三事業の実施部門は新たに設立される郵政事業庁へと移行し、さらに2003年には郵政事業庁が国営の新たな公社（郵政公社）へと移行することになっている。

このような状況下で、郵政省は1998年10月から「郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会」（座長：岩田一政 東京大学総合文化研究科教授）を開催している。その目的を、「郵便貯金を取り巻く社会経済環境が大きく変貌を遂げつつある中、今後の個人金融市場の姿を展望するとともに、個人金融市場において郵便貯金が果たすべき機能・役割、郵便貯金の今後の事業経営の在り方について検討を行い、21世紀初頭の郵便貯金の在るべき姿を描くこと」としたこの研究会は、６回の会合の後、1999年６月９日に「21世紀の個人金融市場における郵便貯金の在り方」と題する中間報告（以下、「中間報告」と記す。）を取りまとめ公表した[1]。

この「中間報告」に対し、従来から国営郵便貯金事業の「肥大化」を「民業圧迫」であるとし、その民営化を強く求めてきた全国銀行協会（全銀協）、全国地方銀行協会（地銀協）等の民間金融団体は強く反発し、批判的意見を表明する[2]とともに、1999年12月には、民間金融10団体が「郵便貯金に関

する私どもの考え方」を公表した[3]。

本稿では、この「中間報告」と民間金融団体のそれへの批判を検討することをつうじて、この問題に対する一金融研究者としての自分の考えを明らかにしたいと考える。

なお、前もって述べておくが、この論考は、すこぶる政治問題化しているいわゆる「郵貯民営化問題」を従来の議論の延長線で論じ、その一方の主張にくみすることを目的とするものではない。確かに、表面上の論調は郵貯民営化論者に対する批判のウェイトが多いように見受けられるかも知れないが、それは、民営化論者の方が日本版金融ビッグバンという市場原理の貫徹を（個々の民間金融機関の実際行動はどうであれ）無批判的に受け入れ、「官か民か」という旧来の思考方式を多分に引きずっており、その主張は「国民に対する説得力」を失っていると思われるからである。また、「中間報告」も、この点に対する視角は、郵政省主催の研究会の報告書という性格からして、さして明瞭ではないし、さらに、そこに描かれている郵便貯金事業の将来像は、多分に問題があると考えるからである。

1．「中間報告」の論点と特徴

「中間報告」は以下のような構成になっている[4]。

第１章　はじめに

第２章　金融ビッグバン等が個人金融市場に与える影響

２－１　個人の金融資産選択の現状

２－２　金融ビッグバンが個人の金融資産選択に与える影響

２－３　少子高齢化が個人の金融資産選択に与える影響

２－４　金融ビッグバンが金融機関の経営に与える影響

２－５　金融ビッグバンと小口個人

第３章　個人金融市場における郵便貯金の機能・役割

３－１　郵便貯金の提供する金融サービスの特性

３－２　金融サービスにおける小口個人の利益確保の方法

3－3　郵便貯金の果たすべき機能
3－4　郵便貯金の提供する金融サービスの在り方
第4章　郵便貯金と金融ネットワークサービスの在り方
4－1　金融ネットワークサービスの方向性
4－2　金融ネットワークサービスの現状
4－3　金融ネットワークのオープン化
第5章　郵便貯金における事業規律（ガバナンス）の在り方
5－1　コーポレートガバナンス再構築の必要性
5－2　郵便貯金における事業規律
5－3　郵便貯金のＡＬＭの在り方
第6章　むすび

全文を一読して、表面上の論旨はかなり明瞭に記述されていると思われる。まず、「第1章　はじめに」において、金融ビッグバンの進展など「諸環境が変化する中、郵便貯金が個人金融市場において今後どのような役割を果たしていくべきか、また一連の行政システムの改革により郵便貯金の預入から資金運用に至る郵便貯金事業全体をいかに効率的に運営し、事業経営の健全性を確保していくべきか等について検討する」ことの重要性からこれを課題設定とし、第2章以降の本論へと進めている。

ここでは論点をできるだけ明瞭にすべく、以下、要点および特徴点の紹介を、第2章と第3章を中心におこない、第4章と第5章は、それに対する批判点に関わる内容に限定して簡潔に記述することにしたい。

まず、「第2章　金融ビッグバン等が個人金融市場に与える影響」では、金融ビッグバン、少子高齢化、情報化の進展等が個人の金融資産選択に与える影響を、リスクの低い公社債投信をはじめ従来以上に証券関連商品を組み入れる比重が高まる可能性があると予測している。他方、金融機関の経営に与える影響については、金融ビッグバンの進展により競争が活発化すれば、各金融機関は収益力を重視する傾向を強めていくと予測し、リテール分野に

おいても、収益性を重視した顧客選別や顧客囲い込みの動き（富裕層向けのプライベートバンキング等）や、情報通信技術を活用したネットバンキングの展開等がすでに進展していると指摘する。

上記の記述をふまえて、第2章の最大のポイントとなる「2－5　金融ビッグバンと小口個人」では、次のように述べている。

(1)　金融ビッグバンは、金融機関間の活発な競争を通じて多様な金融商品の提供を実現し、国民利用者の金融資産選択の幅を広げることから、小口個人にとってもリスク許容度に応じた多様な資産運用が可能となっていくことが期待される。

(2)　他方、金融ビッグバンの進展は、相対的にリスク許容度が低く情報劣位にある小口個人の預金者に対して、不利益をもたらす可能性（元本割れの可能性やリスク負担度について十分な認識を持つことなく商品購入を行う可能性、金融サービスの地域間格差の拡大や大口顧客に対する優遇的な取扱い等の顧客選別の強化が進む可能性）がある。

(3)　したがって、小口個人が、金融ビッグバン等による商品・サービス面での選択肢の多様化のメリットを十分享受しつつ、その負の影響を最小限にとどめるため、基礎的な金融サービスを国民誰もが等しく利用可能な状況を確保するために必要な環境整備を図ることが求められている。

この叙述において、続く「 第3章　個人金融市場における郵便貯金の機能・役割」の位置付けをおこなっているわけである。

第3章では、まず、「3－1郵便貯金の提供する金融サービスの特性」として、以下の三点を確認している。

(1)　基礎的な金融サービスの提供：国民誰もが等しく利用機会を与えられ

るべきであると広く認識される基礎的な金融サービスの提供。

(2) あまねく公平なサービスの提供：地域間又は利用者間の格差がない全国均一のあまねく公平な金融サービスの提供。

(3) 小口個人を主たる対象とするサービスの提供：相対的にリスク許容度が低く、情報劣位に置かれている小口個人の利益を確保することを念頭に置いた金融サービスの提供。

その上で、「3－2　金融サービスにおける小口個人の利益確保の方法」で、その検討の視点を、「社会厚生の最大化と費用の最小化を前提として、金融サービスにおける小口個人の利益確保をいかに担保していくことが適当かという観点から検討を行う必要がある」とし、欧米諸国における取り組みの状況を概観した後に、わが国の便貯金の役割の重要性を以下のように述べている。

金融ビッグバン等が進展する中、民間金融機関が今後、不採算地域からの店舗撤退、顧客選別の強化等、従来以上に効率性を重視した金融サービスの提供を進める一方で、郵便貯金は、従来から、全国を対象としてサービス提供を行うことによる「規模の経済」、三事業を兼営することによる「範囲の経済」等を生かした効率的な経営を行い、独立採算の下で地域間格差のない金融サービスの提供を既に実現してきている。したがって、郵便貯金が民間金融機関に比べて効率的に基礎的金融サービスの提供を確保することができるという状況において、郵便貯金がこれまで果たしてきた小口個人の利益確保という役割が今後ますます重要なものになると考えられる。

そして、続く「3－3郵便貯金の果たすべき機能」では、今後、郵便貯金資金の全額自主運用への移行に伴い、「郵便貯金は、小口個人の資金を集積してこれを原則として金融市場で運用する一種のファンドとして、調達・運

用の両面で自律的な事業経営を行う公的金融機関になっていくものと考えられる」が、「こうした事業環境の変化は、郵便貯金の機能に本質的な変更をもたらすものではない」ことを強調する。

その理由として、「金融ビッグバンが進展する中、郵便貯金が個人金融市場において小口個人の利益確保を図るという本源的な役割はますます重要となるところであり、運用面においてもリスク許容度が低い小口資金の性格に応じた安全確実な運用を行っていくことから、国債、財投債等の購入を通じた公的分野への資金供給を中心に行うこととなる」と述べている。

また、郵便貯金の決済機能については、「我が国の金融システムにおいて、民間金融機関の決済システムとは別に、こうした安全性の高い郵便貯金の決済システムが存在することは、金融システム全体の安定性を向上させているものと考えられる」と評価する。

以上をふまえ、「３－４　郵便貯金の提供する金融サービスの在り方」では、まず、貯蓄サービスの在り方について検討する際の基本的視点を、およそ次のように提示する。

すなわち、新たにどのようなサービスを提供していくべきかという点については、「小口個人のリスク許容度が今後どのように変化していくかという点を注視しつつ、その変化に適切に対応した商品メニューの多様化について検討していくことが必要」であるとして、低リスク投資信託を提供する可能性を示し、現行の貯蓄サービスの在り方についても、不断の見直しを行っていくことが必要であり、「郵便貯金資金が今後全額自主運用へと移行していく中、ALM(資産負債総合管理、Asset and Liability Management)をより柔軟に行うこと」を通じて「適切な残高構成のバランス確保に努めるとともに、健全経営を確保する観点からの金利設定の在り方等についても今後検討していくことが求められる」としている。

貯蓄以外の金融サービスでは、まず、個人貸付サービスについては、「社会経済環境の変化に伴って個人ローンに対するニーズがどのように変化していくか等を勘案しつつ検討していくことが必要」であるとし、次に、コンサ

ルティングサービスについては、「郵便貯金は、事業の主たる対象である小口個人が十分なコンサルティングサービスを享受する機会が確保されていない状況に鑑み、その収益の一部をコンサルティングサービスの提供という形態で還元」すべく、小口個人のコンサルティングサービスに対するニーズの十分な把握、サービス内容の充実等を図っていくことが必要であるとする。

「第4章 郵便貯金と金融ネットワークサービスの在り方」では、まず、「4－1 金融ネットワークサービスの方向性」として、わが国における金融ネットワークサービスは、1)ATM·CDネットワークサービスの充実、2)新たなペイメントシステム（デビットカード、ICカード、インターネットバンキング等）の導入という2つの方向で同時並行的に進展しているとして、「4－2 金融ネットワークサービスの現状」を海外の事例の紹介もしつつ述べている。

次いで「4－3 金融ネットワークのオープン化」において、オープン化は、ネットワークの経済性の発揮 、金融機関選択の範囲の拡大といった効果に加え、例えば、効率的な資産運用の実現、共通の技術基準に基づくシステムの構築による技術革新への迅速な対応、金融業以外の分野の取引コストの低廉化等を通じたわが国の高コスト構造の是正等が期待されるとする。また、金融業の効率化を通じた競争力の強化、金融業への参入障壁の低下を通じた新規参入の容易化と競争の活性化、ICカードという多機能カードの普及による利便性の向上等も期待されるとする。その上で、郵便貯金が金融ネットワークのオープン化に積極的に対応していくことにより、利用者利便の向上、ひいては効率的な事業運営を可能となると述べている。

「第5章 郵便貯金における事業規律（ガバナンス）の在り方」では、およそ次のように述べている。

まず、企業がコーポレートガバナンスの再構築を図っている中、国営事業である郵便貯金事業においても、その適切な運営を確保する観点から従来以

上に説明責任が求められるようになってきており、また郵政事業がより市場にさらされる形での事業経営が求められていることから、事業規律の確保のための枠組みの整備を図っていくことが必要であるとする。

そして、郵便貯金において事業規律を確保していくための経営管理体制の在り方を検討する場合、1)経営状況のチェック等を行うための組織・体制の確立、2)経営状況等の情報開示の充実という2つの視点が求められるとする。

その上で、現在、郵便貯金においては、資産と負債の利ざやを安定的に確保することにより　健全経営の維持を図る観点から、最新のALM手法の1つであるアーニング・アット・リスク（EaR:Earnings at Risk)等を活用して将来の損益・リスクを確率的に把握・管理しているが、今後、郵便貯金資金が全額自主運用に移行することに伴い、その重要性が一層高まることとなることから、ALMの更なる充実を図っていくことが求められると述べている。

2．「中間報告」に対する民間金融団体の批判

「はじめに」で述べたように、この「中間報告」の公表後、全国銀行協会は「『郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会』中間報告に対する意見」（以下、「全銀協の意見」と記す。）を、全国地方銀行協会は「『郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会』の中間報告に対する地銀界の意見」（以下、「地銀協の意見」と記す。）を、さらに民間金融10団体が「郵便貯金に関する私どもの考え方」（以下、「民間金融10団体の考え方」と記す。）を公表し、「中間報告」をほぼ全面的に批判した[5)]。

ここでは、最も包括的かつ詳細な批判を展開している「全銀協の意見」を中心に論点整理を行い、必要に応じて「地銀協の意見」と「民間金融10団体の考え方」を参照することにしたい。

「全銀協の意見」では、「中間報告」の具体的な論点批判に入る前に、「郵便貯金に対する私どもの基本的な考え方」として、以下の3点をあげている。

第一は、「郵便貯金は金融システム改革の阻害要因である」とし、金融システム改革が進展する中にあって、「郵便貯金は、国家信用や税金の免除をはじめとする官業としての様々な特典を背景にわが国の個人金融資産の２割以上、個人預貯金の３割以上を占め、今やその残高が256兆円を超えるまで肥大化しており、民間金融機関の経営を圧迫し、ひいては、わが国の円滑な資金循環の実現のうえでも大きな弊害となっている。こうした問題を抱えた国営の郵便貯金は、現状の規模・業務内容を見てみると、金融システム改革の阻害要因となっている。郵便貯金の抜本的な見直しなくして、わが国の金融構造改革は達成されない」と主張する。

それゆえ、第二に、「郵便貯金は民営化すべきである」とし、「自由主義経済体制を根幹とするわが国において、国の営む事業は、民間の自由な活動を阻害することがないよう、行政改革委員会が平成８年12月に発表した報告書『行政関与の在り方に関する基準』で示された基本３原則のうちの１つである『民間でできるものは民間に委ねる』との基本原則に則って営まれるべき」であり、現時点においては、「郵便貯金は官業としての存在意義が薄れているにもかかわらず、むしろ本来の目的を踏み越えた活動を拡大することによって民間と競合している。郵便貯金は、利用者利便の向上という名目で民間が対応し得ている分野に進出しているのみならず、官業としての特典を有しながら市場の実勢よりも高い貯金金利を付すことによって民間金融機関に比べて競争上優位に立っている。こうして肥大化した郵便貯金の実態は、官業の基本的役割を逸脱したものと言わざるを得ない」と批判する。

そして、最後に、「郵便貯金のあり方に関する検討の視点」では、「中間報告」のいわば「基本的性格」を批判する。すなわち「『中間報告』では、21世紀初頭の郵便貯金の個人金融市場において果たすべき機能・役割、金融ネットワークサービスのあり方、事業規律のあり方について基本的な方向性が示され、今後、郵便貯金の役割が一層重要度を増すとの主張により、郵便貯金の拡大を正当化しようとしている。しかし、どのようにすれば郵便貯金が民間の自由な活動を妨げず、金融システム改革の阻害要因とならないかとの

視点からの検討は行われていない。郵便貯金の今後の役割について検討を進めるにあたっては、国民経済的な観点から、なによりもまず民間でできるものは民間に委ねるとの視点や、金融市場の公平な競争条件を確保するとの視点に立った議論が行われるべきである」と言う。

「地銀協の意見」も、上記全銀協の主張と論述の順序や論調に多少の相違はあるものの基本的には同一である。また、「民間金融10団体の考え方」は「中間報告」を直接批判するものではなく、「郵便貯金が国営の経営形態を維持している間についても、国民経済に与える悪影響を可能な限り軽減させるため」(「はじめに」より)の提言ではあるが、立脚点を同じくしていることは容易に読み取ることができる。

以上から、上記3文書に見られる郵便貯金に対する基本的な考え方は以下のようにまとめることができよう。すなわち、現在わが国の「官業が遵守すべき基本原則」は、「民間でできるものは民間に委ねる」ということであり、郵便貯金の現状はこの基本原則をはなはだしく逸脱しており、金融ビッグバンを推進する上での阻害要因になっている、と。この点の検討は、本稿の主要課題の一つであるので、後段で取り扱うことにする。

「全銀協の意見」は、以上のような郵便貯金に対する基本的な考え方を提示した後、「中間報告」の具体的論点に対して、「『中間報告』に対する私どもの考え方」を「中間報告」の第2章から第5章に対応させて4項目にまとめて述べている。

「中間報告」の第2章に対応している「1．金融システム改革等が個人金融市場に与える影響」では、「中間報告」の認識とは正反対とも言うべき見解を3点にわたり提示している。

まず、「誤認防止と金融サービス法の役割」として、「『中間報告』では、今後、小口個人の預金者が元本割れの可能性やリスクの負担度を十分に認識せずに商品を購入する可能性が指摘されている。しかし、利用者の金融商品

の誤認防止への対策はすでに銀行法などで規定され、さらに現在、いわゆる『金融サービス法』の制定が検討されているところであり、着々と環境整備が行われており、この件に関して、郵便貯金が果たすべき役割は特に見当たらない」と主張する。

次に、「民間金融機関のサービス網の充実」で、「『中間報告』では、今後、民間金融機関の不採算店舗の整理による地域間格差の拡大が進めば、小口個人の預金者が不利益を被る可能性があるとされている。しかし、民間金融機関は店舗戦略の見直しにより従来型の店舗の整理を進める一方で、同時並行的にスーパーマーケットやコンビニエンスストア等のデリバリーチャネルとしての活用や、電話やインターネットを活用したチャネルの拡充等により、サービス網のより一層の充実を図っており、民間金融機関の店舗戦略の見直しが地域間格差の拡大につながるという認識は誤りである。むしろ、今後は身近で便利な民間金融機関のアクセスポイントが増加し、通信手段を利用した金融サービスの提供が強化されるため、地域間格差の縮小が一層進み、郵便貯金の存在意義が低下すると考えられる」と主張する。

最後に、「小口個人へのサービスの強化」として、「『中間報告』では、民間金融機関が収益を一層重視する結果として富裕層など特定の顧客層へのサービス提供に集中し、その他の個人顧客へのサービスが不十分になるおそれが指摘されている。しかし、民間金融機関は、富裕層から小口個人に至るまで、顧客層毎のニーズにきめ細かく対応した金融商品・サービスを提供することで生き残りを模索しており、また、中にはコスト面などに工夫を凝らしたうえで、小口個人との取引を中核に据えた経営を指向する民間金融機関も存在しており、こうした指摘は当たらない。実際には、地域金融機関、協同組織金融機関をはじめ都市銀行に至るまで小口個人へのサービスをより一層強化し、小口個人にとっての商品・サービスの選択の幅が今まで以上に広がることとなろう。民間金融機関がすでに『基礎的な金融サービスを国民誰もが等しく利用可能な状況』を確保し、小口個人との取引を強化する方向にあるため、郵便貯金の存在意義は一層低下することになるとみるべきである」

と主張する[6)]。

「中間報告」の第3章を批判しているのが、「全銀協の意見」の「2．個人金融市場における郵便貯金の機能・役割」である。

まず、「金融サービスにおける小口個人の利益確保の方法」において、民業の補完であるべき郵便貯金が「規模の経済」「範囲の経済」を武器に民間と競合するのは、まさしく民業の圧迫であるとし、しかも現在のディスクロージャー資料では「郵便貯金事業が民間と比べて効率性が高いのか、独立採算が保てているのかの実態が確認できない状況にある」と疑問を投げかけている[7)]。その上で、「社会的弱者への対策は必要に応じて別途政策手当てされるべき問題である」として、「中間報告」がこの点に郵便貯金の存在意義を主張していることを批判する。

続く「郵便貯金の提供する貯蓄サービスのあり方」では、以下の三点を指摘する。

①預入限度額：郵便貯金は国民1人当たりの平均預貯金残高（280.5万円）を大きく上回る水準（1,000万円）まで貯金を受け入れているため、まず預入限度額を少なくとも平均預貯金残高程度まで引き下げるべきである[8)]。

②金利水準：定額貯金の金利設定のあり方を見直し、リスクプレミアム等を反映した金利の水準まで引き下げるべきである。加えて、通常貯金が決済機能を拡大させているため、普通預金との間に金利差が存在する理由はなくなっており、抜本的な是正が求められる。

③投資信託等の取扱い：郵便貯金は元本割れの可能性がある商品を提供すべきではない。

続けて、確定拠出型年金は民間で十分対応できる分野であり、郵便貯金が運用対象となることは、預入限度額の実質的な引き上げとなり、郵便貯金のさらなる肥大化が進むこと。決済サービスに関しては、国による決済サービ

スの提供は不要であり、国民経済的には、複数の決済システムが構築されているのは、二重投資であること。個人貸付、コンサルティングサービス等の開始は、民間対応分野への進出であり認められないことを主張している。

「中間報告」の第4章に対応する「全銀協の意見」の「3．郵便貯金と金融ネットワークサービスのあり方」では、まず、郵便貯金の新たなペイメントシステムの導入や、ネットワークのオープン化は、民業の圧迫につながらないよう民業の補完に徹すべきであり、新たなペイメントシステムを構築する際には、自らが主導的役割を担うことにより民間の活力を削ぐようなことがあってはならないと主張する。また、「中間報告」ではICカードが行政面においても活用され、社会的インフラとしてさらに利便性が向上することが期待されるとあるが、これにかかわり郵便貯金カードをIC化し、行政サービスも提供するような社会的なインフラとすることは、官業による民業の排除とも考えられ、ICカードによる行政サービスは、あくまでも郵便貯金事業と切り離して行われるべきであると批判する。

「中間報告」の第5章に対応する「全銀協の意見」の「4．郵便貯金における事業規律（ガバナンス）のあり方」では、以下の2点について述べている。

まず、「郵便貯金における事業規律」について、「中間報告」では、郵便貯金において事業規律を確保していくための経営管理体制のあり方を検討する場合、1)経営状況のチェック等を行うための組織・体制の確立、2)経営状況等の情報開示の充実という2つの視点が求められるものとされ、基本的には既存の枠組み内で対処する方向が示されているが、郵便貯金は巨大な金融機関であることから、金融当局による経営状況のチェック等が行われる必要があり、また、郵便貯金の自主運用には、監査法人による外部監査やモニタリングを導入すべきであるとする。さらに、郵便貯金には、「納税負担がない」、「その資金運用に適用される預託金利が国債の発行利回りと比較して高めに

設定されている」など、政府からの「隠れた補助金」が存在するが、この補助金は最終的に国民全体が負担しているのであるから、郵便貯金事業は、民間企業以上の透明なディスクロージャーが求められると主張する。

次いで、「郵便貯金の自主運用のあり方」についてでは、「中間報告」では、今後、 郵便貯金資金が全額自主運用に移行するため、資産と負債の利鞘を安定的に確保し健全経営の維持を図る観点から、ALMのさらなる充実を図っていくことが求められるとされているが、郵便貯金が全額自主運用の開始に伴い運用対象を拡大した場合、たとえ最新のリスク管理手法を導入したとしても、国債等の安全資産での運用と比べ損失発生の可能性が高まることは避けられないとする。したがって、郵便貯金は利回りを追求せず、運用は安全確実な資産に限定すべきであり、仮にリスク資産を保有するのであれば、運用対象の明記、収支・運用状況の国民への開示、運用の失敗に備えた責任の明確化などのルールの制定等の措置が最低限必要であると主張する。

以上のように、「全銀協の意見」は「中間報告」はぼ全面的に批判した後、「おわりに」において以下のように主張している。

「中間報告」では、郵便貯金と民間金融機関の事業目的の違いが競争条件に反映され、郵便貯金は法人税、預金保険料の支払い等がないが、他方、全国あまねく公平にサービスを提供する義務、小口個人を対象とすることに伴う預入限度額の設定等が存在しており、郵便貯金と民間金融機関はトータルとして競争条件がバランスしているとされている。

しかし、郵便貯金が国家信用や三事業の兼営、納税免除等の有利な競争条 件により得るメリットは、「全国あまねく公平にサービスを提供する義務」のための代償と比較して格段に大きいと考えられ、郵便貯金と民間金融機関間の競争条件とは明らかにバランスがとれていない。また、郵便貯金の活動に対する制約条件とされている預入限度額は国民1人当たりの平均預貯金残高と比較して明らかに過大であり、制約条件として認められな

い。

郵便貯金が本来の事業目的を超えて業務を拡大し、民間金融機関との同質化が進む中で、こうした有利な競争条件が是正されずに郵便貯金が民間と競合することは明らかな民業の圧迫である。郵便貯金事業は民営化されるべきである[9)]。

3.「郵便貯金の将来」を考える視点

以上、「中間報告」と「全銀協の意見」を中心にそれへの批判論という両者の主張の概要と特徴点をみてきたが、ここではその内容をふまえつつ、筆者の見解を提示していきたい[10)]。

(1) 金融ビッグバンの評価について[11)]

通常、金融ビッグバンのかかげる金融システム改革の3原則は、「フリー・フェアー・グローバル」であり、1)市場原理が働く自由な市場、2)ルールに従う透明で信頼できる市場、3)国際基準に即した開かれた市場、これらを実現することにより、国際的にも先進的な金融市場をわが国に作ることをめざしたものと説明される。この説明自体に異論は無いものの、金融ビッグバン構想が提唱されるに至るわが国の金融自由化の過程をいかに評価するかにより、金融ビッグバンの本質把握も大きく異なるのではないだろうか。

周知のように、わが国の戦後の金融行政は、「護送船団方式」に代表されるように、市場メカニズムの発現をかなり抑制した、行政主導での金融機関・金融市場のコントロールであった。この行政主導の規制の枠組みとそれにもとづく金融システムは、わが国の高度経済成長に適合的な役割を果たしたと一応評価できよう。しかし、高度経済成長の終焉、変動相場制への移行、二度のオイルショックとその後のスタグフレーション等々という国内外の経済・金融環境の激変によって、従来の規制の枠組みはもはや維持不能なものに転化していった。

だが、ここで注意を要するのは、古い規制の枠組みが維持不能なものにな

ったからといって、それを構成している諸規制の基本理念すべてを廃棄すべきものと結論付けるのは、論理の飛躍がありすぎる。廃棄すべき規制が多いとしても、残しておくべき規制、新たに作り上げなければならない規制、それらによって構成される新たな規制の枠組みを作り出すという選択肢も論理的には残されていたはずである。

それが選択されなかったのは、当時の国内外の政治・経済状況によるものであった。まずは、何よりもアメリカの「外圧」である。すなわち、1983－84年の「日米円ドル委員会」でレーガン政権は日本に対し金融の自由化、金融市場の開放を具体的に迫ってきたのである。日本の大手金融機関も世界的に活動を展開しつつあった時期なので、アメリカの要求に背を向けるわけにもいかず、1984年には「日米円ドル委員会の報告」が作成され、これがベースとなってわが国の金融自由化が加速されることになったのである。

その後、日本経済は円高不況をへてバブル経済へと突入するのであるが、バブルに踊った金融機関の行動様式は、「護送船団的体質を色濃く残した、規律無き自由化戦略」とでも呼ぶべきもので、自由化後の自身の生き残りを目指した無節操な拡大戦略であった。そして、その帰結である株価・地価の暴騰こそが、市場メカニズムの発現であり、「市場の失敗」であった。また、当時の大蔵省も、「金融自由化のソフトランディング」を標榜しつつ、自由化以後の金融行政のあるべき姿を明確に展望しえてはいなかったと思われる。当時の経済状況を大蔵省が公式に「バブル」と認めたのは、バブル崩壊不況の第一の底を迎えた1992年であったことは銘記すべきであろう。

その後の民間金融機関の不良債権の累積については、ここでは多言しないが、民間金融機関の経営責任者が責任追及されるのを恐れ、かつ「景気の好転による担保価値の上昇」を夢見て、早期の不良債権処理を怠り、逆に「不良債権隠し」を行ったことが最大の原因であったことは言うまでもなかろう[12)]。

1995年に生じたバブル崩壊後の第一次金融危機（コスモ信組、木津信組、兵庫銀行の破綻等）は、弱体化した金融機関が「不良債権隠し」だけではも

はや経営を維持できなくなったことを露呈した。しかし、その後の円高修正の進展、公定歩合の引き下げ（1995年9月0.5%へ)、大型の景気対策および公的資金6,850億円の投入による住専処理策の決定などにより当面の危機が回避され、1996年の一時的「景気回復」が実現する。

この一時的「景気回復」によって不良債権処理は峠を越したと誤認した橋本内閣は、1996年11月、行財政改革、経済構造改革等と連動させて金融システム改革、いわゆる「日本版金融ビッグバン」を行うとの方針を打ち出したのである。それは、バブル崩壊不況の影響で著しく遅れた金融自由化のテンポを好景気のうちに一気に加速し、2001年までには改革を完了させ、弱体金融機関を淘汰することにより金融機関の経営体質を強化し、国際的な比重低下を余儀なくされていた東京金融市場をニューヨーク市場、ロンドン市場と並ぶものにすることを構想したものだった。

だが、その後の景気動向は、橋本内閣の期待を大きく裏切るものだった。構造改革の一環として行われた1997年4月からの消費税率引き上げ・特別減税打ち切りと社会保険料引き上げによる9兆円の国民負担増が、戦後最悪の不況の突破口を開いたのである。ついで、同年7月にはアジア経済危機が発生し、わが国の全輸出の40%を占める対アジア輸出が激減し、本格的不況に突入するとともに、11－12月には三洋証券、北海道拓殖銀行、山一證券、徳陽シティ銀行が破綻し、第二次金融危機を迎えることになったのである。この第二次金融危機はわが国の金融システムの中枢を揺るがす戦後未曾有の金融危機であるとともに、対処を誤れば「日本発の世界恐慌」を引き起こす可能性をもったものだった。

それゆえ、橋本内閣は、財政構造改革法が成立したばかりであるにも関わらず、12月17日には補正予算を組むことを表明し、景気浮揚のために財政政策の転換を余儀なくされた。1998年7月に発足した小渕内閣の最優先課題は、不況対策・金融危機対策となり、後者に関しては、金融再生関連法と金融機能早期健全化措置法を成立させ、日本長期信用銀行と日本債券信用銀行を一時国有化するとともに、不良債権処理のため大手銀行15行に7.5兆円の公的

資金を投入することで当面の危機を回避したのである。

しかし、その後も弱体金融機関の破綻が断続的に生じており、不良債権という「金融危機の火種」が消えたわけではないのは、衆知の事実である。金融ビッグバンの主要課題の一つである「金融機関の経営体質の強化」は、不良債権問題が大部分の金融機関では基本的に解決されたことを前提としての、競争促進による不効率な金融機関の淘汰、国内のオーバーバンキング状態の解消であるが、いまだその前提がおぼつかないものになっている。不良債権というハンディキャップを負った金融機関が自由な競争を望むなどということは到底考えられないことである[13)]。

このように見てくると、金融ビッグバンがそのプラン、スケジュールにわが国の実情を勘案しての修正を加えずに、そのまま本格的にスタートするとしたなら、欧米の世界的規模の金融機関とわが国の一握りの金融機関によるわが国の金融資産の再分配に、金融ビッグバンの本質の一つがあることが分かろう。そして、わが国の一部の金融機関が世界的規模で金融サービス業を展開し、かつ世界的規模でのマネーゲームのプレーヤーとして行動するためには、金融ビッグバンが必要不可欠であることが第二の本質なのである[14)]。

そうである以上、「全銀協の意見」のように、この金融ビッグバンを無批判に受け入れて、それを前提として議論することは、国民生活および国民経済に深刻な悪影響を及ぼすような結論を導き出す可能性があると考えるのである。

(2) 「金融ビッグバン等が個人金融市場に与える影響」について

「全銀協の意見」の最大の特徴は、金融ビッグバンがその本質からして必然的に生じうる国民生活へのマイナス面を全く見ていない、と言うより、意図的に見ていないことである。

金融ビッグバンは、金融機関相互間の生き残りをかけた「弱肉強食」の時代への本格的突入である。そうであるならば、生き残りのために金融機関が調達すべき資金を確保しようとするならば、弱体金融機関ほど資金調達・運

用ともに相対的にハイリスク・ハイリターンを選択する誘因が生じるであろうし、実際にもバブル崩壊後に破綻した金融機関の多くはそのような行動に走ったという経緯がある。したがって、金融機関が資金の出し手（貯蓄者・投資家）および借り手に不当な不利益を与えることのないような明確な法整備がなされ、かつ確実に遵守されるルールが確立されることが、「競争促進」の前提でなくてはならないはずである[15)]。それにも関わらず、「全銀協の意見」のように、民間金融機関による小口個人のリスク許容度を越える金融商品の販売の可能性を、いまだ内実も不鮮明な「金融サービス法」の制定のみによって回避できるということは、全く現実を無視した議論と言わざるを得ない[16)]。

次いで、金融ビッグバン等による個人金融市場の地域間格差の問題においても、「全銀協の意見」は、事態が最も理想的に進展した場合にのみ一部の地域に限定的に起こりうる「地域間格差の縮小」の可能性を主張しているとしか思われれない。だが、現実を踏まえるならば、過疎・高齢地域での基礎的金融サービスへのアクセス条件が市場メカニズムベースのみで「充実」されることはありえないはずである。今後、情報化の一層の進展により、現在よりも多機能で使いやすいATMがスーパー、コンビニ等に設置されるとともに、インターネットでの金融取引も飛躍的に増大するであろうが、そのような金融取引手段を有効に活用できない過疎地の高齢者も多いことを無視すべきではない[17)]。

「全銀協の意見」が主張する「小口個人へのサービスの強化」でも、同様なことが言える。「実際には、地域金融機関、協同組織金融機関をはじめ都市銀行に至るまで小口個人へのサービスをより一層強化し」と言っても、金融ビッグバンにより多数の地域金融機関、協同組織金融機関が淘汰の対象となり、コスト的に引き合わないような小口個人へのサービスが強化される誘因は生じえず、むしろ、手数料を伴った多様なサービスの提供がなされることになろう。それゆえ、「中間報告」が指摘する「顧客選別の強化」は進まざるを得ないのである。

(3) 「個人金融市場における郵便貯金の機能・役割」について

この問題で、「全銀協の意見」の中核をなしているのは、民業の補完であるべき郵便貯金が民業を圧迫することに対する批判であるが、すでに見たように、金融ビッグバンが個人金融市場に与える影響の理解によって郵便貯金の位置付けは全く異ならざるを得ない。金融ビッグバンがもたらす国民生活へのマイナス面の度合いによって、そのセーフティーネットたる郵便貯金の存在意義の大きさも立証されるのであって、「全銀協の意見」のようにはじめから国民生活へのマイナス面はありえないと主張するのは、「安全神話」と言うべきものであろう。

だが、このように言うことは、郵便貯金の現状を全面的に肯定したり、「中間報告」の内容を全面的に支持することを意味するものではない。郵便貯金には、資本の論理とはまた異なった意味での「自己増殖」の誘因が存在していると思われるからである。

郵便貯金の主要な特徴の一つに、「地域間又は利用者間の格差がない全国均一のあまねく公平な金融サービスの提供」があるが、これを非営利・独立採算ベースで行うと、不採算地域の赤字を採算地域の黒字で埋める収支相償が郵便貯金の行動原理となっている。したがって、過疎化の進展などで不採算地域の赤字の増大が予測されるならば、都市部を中心とする採算地域で黒字を増やさざるを得ず、「全銀協の意見」等が批判する都市部での巨額の貯金吸収と、「基礎的金融サービス」以上の金融サービスの提供を指向する要因になっていると思われるのである。また、「基礎的金融サービス」の内容も、時代の進展とともに質的に高度化しており、その高度化した金融サービスを全国あまねく公平に、不採算地域にも提供することが郵便貯金に課せられた責務となっているので、「規模の経済」と「範囲の経済」を大いに活用して、個人金融市場における比重の低下を避けようとするのである。つまり、郵便貯金は、自身の存在を確保しようとすれば、個人金融市場で民間金融機関と競争せざるを得ず、「民の補完」にはとどまり得ないものなのである。そして、競争は、郵便貯金の本来の役割から逸脱するような行動をも生み出

すのである。

とはいえ、このことをもって、郵便貯金の存在意義が否定される理由にならないのは明らかである。郵便貯金が本来の役割から逸脱していると思われる点は、民主的プロセスが保証されるならば、今後、是正可能なものが多いと思われるからである。

まず、民間金融機関から長年に渡り「民業圧迫」の代表格として批判されている、非常に巨大化した定額貯金についてであるが、これは、すでに市場金利追随型に金利設定の見直しがなされており、かつてのような金利のみでの魅力はかなり薄れているが、将来の高金利時にも健全な経営が成り立つよう、更なる金利設定の見直しが必要と思われる[18)]。ただし、この問題に関しては、民間金融機関も定額貯金に対抗しうる「民間版定額貯金」を開発・販売しているという事実も、見ておかなければならない[19)]。すなわち、そのような金融商品を提供し得ない民間金融機関の経営体質も、問われなければならないと思われる。

貯蓄手段として郵便貯金を選択する人々の関心は、超低金利の現時点においては、金利水準ではなくなっている。民間金融機関が不良債権を抱え、金融ビッグバンによる不確実な先行きに不安を感じている国民が安心を求めて郵便貯金を利用していることは、1999年12月の郵便貯金が1.5兆円の純増で、その6割近くが通常貯金であることにも現れている。郵便貯金も、今後、金利水準でもって民間金融機関と競争するのではなく、「社会的弱者」にのみ金利を優遇し、一般の小口個人に対しては、利便性等の一層の向上でもってその利益を確保する、という道を指向すべきであろう。

この点に関連して、2000－2001年度に生じると予測されている郵便貯金の大量流出問題について述べておこう。これは、1990－1991年度に預入された高金利の定額貯金、元利合計約100兆円が満期を迎え、そのうち約49兆円が郵便貯金として再預入されることなく民間の金融商品に向かう（郵政省の試算）とされる問題である。この流出部分こそ、預入限度額を超えた資金と郵便貯金以上の利回りを求める資金で、郵便貯金が本来受け入れるべきもので

はない資金にほぼ対応していると考える。「全銀協の意見」は、預入限度額1,000万円が高すぎると主張するが、先に述べた郵便貯金の収支相償の経営からして、預金保険がカバーしている1,000万円と同額であることは不当とは思われない[20]。

最後に、「中間報告」が構想している郵便貯金の新たな金融サービスに対する私見を述べておく。

まず、新たな金融商品と個人貸付の提供は、基本的にすべきではないと考える。それは、金融ビッグバンの進展と全額自主運用を控えて、郵便貯金のファンドをこれ以上拡大することは、かえって墓穴を掘りかねない可能性があるからである。仮に、自主運用により郵便貯金が構造的な赤字に転落したなら、国民の支持を失い、解体・民営化され、最大の被害を受けるのは不採算地域で郵便貯金を利用している国民である。郵便貯金は、自らの本来の役割を果たす上でどれほどファンドを縮小し得るか、早急に検討すべきであろう。

しかし、このように言うことは、金融ビッグバンの進展とともに生ずる国民の多様な金融商品に対するニーズに、郵便貯金が全く背を向けよと主張するものではない。民間金融機関と提携することで、郵便貯金が仲介するにふさわしい民間金融商品（低リスクの投資信託等）を提供し、その購入者がリスク誤認等の不利益を被らないように適切なコンサルティングサービスを行うことでニーズに応えることが可能であり、代理販売による手数料収入も望めると思われるからである。個人貸付けは、政府金融機関への融資の斡旋と、預金者貸付けにとどめるべきであろう。

(4) 「郵便貯金と金融ネットワークサービスの在り方」について

前項では、郵便貯金の決済サービスについて触れなかったが、この分野が「基礎的金融サービス」において占める比重は今後ますます大きくなるように思われる。とりわけ注目されるのは、民間金融機関とのATM･CD提携の動向である[21]。これは単に金融機関のアクセスポイントが増えて利用者の

利便向上につながるだけではなく、ネットワークのオープン化が進展することにより、民間金融機関との「共存関係」も進展し得ると思われるからである。

しかし、ネットワークのオープン化や、新しいペイメントシステムの導入が、前項で述べたような郵便貯金ファンドの拡大に結びつくようではあってはならない。むしろ、民間金融機関へ資金がシフトし、ファンドのスリム化が円滑に進行する方向で活用すべきであるが、金融ビッグバンの進展が弱体金融機関を淘汰することにより、郵便貯金に資金がシフトする可能性が十分考えられるので、問題は一層複雑である。次項において検討したい。

(5)　「郵便貯金における事業規律（ガバナンス）の在り方」について

まず、郵便貯金の自主運用に関してであるが、この点に関する私見は、自主運用を前提とする限りにおいて[22)]、立場こそ違え、「全銀協の意見」に基本的に同意せざるを得ないということである。すなわち、郵便貯金は利回りを追求せず、運用は安全確実な資産に限定すべきである。しかし、そのファンドの巨大さゆえに国債市場等でプライスリーダーとなる可能性は否定できず、その可能性を除去するためには、運用対象を多様化し、ある程度のリスク資産の保有を認めざるを得ないのが実情であろう。そうであるならば、「運用対象の明記、収支・運用状況の国民への開示、運用の失敗に備えた責任の明確化などのルールの制定等の措置が最低限必要である」のは、当然のことと言える。

さらに、「民間金融10団体の考え方」などで示されている、金融監督当局による郵便貯金事業の検査・監督、ディスクロージャーの拡充等にも積極的に対応すべきである。郵便貯金に納税負担等がないのは、その本来の役割と収支相償原則からして当然と考えるが、国民から負託されたその事業が仮にも不透明に運営されるようなことがあれば、国民に与える被害は計り知れないものとなるからである。

おわりに

「中間報告」が主張するように、金融ビッグバンの進展により郵便貯金の本来の役割が今後ますます重要になるという点には、同意する。しかし、郵便貯金が独立採算・収支相償の原則で経営を成り立たせ、かつその経営を長期的に維持しようとするならば、郵便貯金は民間金融機関と競争し、その本来の役割以上に事業拡大をせざるを得ず、通常言われる意味での「民の補完」とどまり得ないものなのである。郵便貯金は、収支相償の実態を詳細にディスクロージャーして、国民の理解を得なくてはならないだろう。

郵便貯金の全額自主運用は、そのファンドがあまりにも巨大なため、金融市場に悪影響を及ぼす可能性は否定できない。だが、全額自主運用を前提とする限り、郵便貯金は貯蓄サービスより決済サービスの提供に重点を移行させ、ファンドの縮小に努めるべきだと考える。そのためには、ファンド拡大につながるような新規の事業は差し控えるべきであり、また現在の事業も、本来の役割を堅持しかつ健全経営が成り立つ最低限の規模のファンドに近づくよう、見直しを進める必要があろう。その方向での、民間金融機関との提携も進めるべきである。

これとは逆に、郵便貯金が、今後、更なるファンド拡大を続け、そのファンドの重圧からリスク資産の比重を高めていくならば、最悪の形での民営化につながりかねないと思われる。

【注】

1)「中間報告」の全文は、
http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/kawase/990609j301.html
を参照。なお、この研究会の最終報告は、2000年6月を目途に取りまとめられる予定とのことである。

2) 全国銀行協会「『郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会』中間報告に対する意見」(1999年8月31日)、
http://www.zenginkyo.or.jp/news/newsps07.htm
および、全国地方銀行協会「『郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会』の中間報

告に対する地銀界の意見」(1999年7月)、
http://www.chiginkyo.or.jp/oshirase/news16.PDF
を参照。

3) 民間金融10団体は、全国銀行協会、全国地方銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国農業協同組合中央会、全国信連協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫で構成されている。

この文書は、上記10団体に商工中金、全国共済農業協同組合連合界、生命保険協会を加えた民間金融13団体で構成される「郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会」が1999年12月3日に大蔵省に提出した「郵貯・簡保問題に対する私どもの意見」の「参考資料」として取りまとめられたものであり、形式上は「中間報告」を直接批判するものとはなっていない。しかし、その内容はかなり「中間報告」を意識したものになっていると思われる。
http://www.zenginkyo.or.jp/news/ikenyutyo991203.html
http://www.zenginkyo.or.jp/news/pdf/yutyokangae.pdf
を参照。

4)「中間報告」を含め、本稿で検討している文献・資料は、当該Web Page上から入手できるものが多い。そのほとんどはペーパーにもなってはいるが、現時点でこれを参照するには、上記、【注】1)－3)のようにURLを示したほうが比較的容易と思われる。したがって、以下の引用においては、参照ページを明記しないものが多いが、了解されたい。

5)「中間報告」対して、1999年8月末までに郵政省に寄せられた意見(個人10件、団体4件)の概要は、
http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/kawase/990910j301.html
を参照。

6)「地銀協の意見」では、この点に関わって、「中間報告」の「小口個人の 定義・範囲および根拠の不明確さ」を指摘しつつ、「中間報告」が想定している「小口個人の不利益」は、民間金融機関における対応により十分解決できると主張する。

7)「全銀協の意見」は、これに続けて、「さらに、郵便局は、近年になって、都市部での開設を加速させる一方で山間辺地での廃局を進めるなど、地域間格差を広げつつあり、その実態は『あまねく公平に』という理念から乖離してきていると考えられる」と批判する。

8)「民間金融10団体の考え方」では、「高い預入限度額は、利用世帯の約15%に過ぎない一部の高額貯金者層(1世帯当り郵便貯金残高900万円超)にしか活用されておらず、利用者に大きな偏りが生じた制度」であると批判している。

9)「全銀協の意見」は、これに続けて、「このような問題意識は、ひとり銀行界のみが有するものではない。本年2月に内閣総理大臣の諮問機関である経済戦略会議が発表した答申『日本経済再生への戦略』は、『極力早期に推進すべき改革』として郵政三事業の経営形態のあり方の見直しを求めている。今回の『中間報告』では、こうした答申の主旨が全く反映されておらず、極めて遺憾といわざるを得ない。」と結んでいる。

10) 叙述の都合上、以下、「中間報告」の批判は、「全銀協の意見」に代表させる。

11) 本項の記述においては、幾多の論考が公表され、かつそれと見解を異にする論者においても、そのような事実ならびに見解があることは広く認められているので、その参照資料を明記していない。了解されたい。

12) 無論、これを追認し、かつ自らも責任回避に終始した行政の責任（法整備をも含む）も厳しく問われなければならない。

13) 事実、金融ビッグバンの一環とも言える「2001年４月のペイオフ解禁」は、第二地銀や協同組織金融機関の要請により、1999年12月に「一年延期」が決定された。

14) また、わが国の産業界においても、世界的規模で経営展開している企業ほど「全般的自由化」を望み、金融ビッグバンを後押しすることであろう。

15) これは、いわゆる「中小企業向け貸付」の事例ではあるが、現時点において、反社会的融資行動が問題となっている商工ローン最大手の「日栄」が東証一部に上場でき、また公的資金を受け入れている大銀行が一方では「貸し渋り」しながら「日栄」には多額の融資を行っているということこそ、「ルールなき資本主義」の証左と言える。

16)「金融サービス法」に関しては、甲野貴嗣「金融サービス法制定へ向けての長い道のり」(『郵政研究月報』1999年４月、所収）を参照。

17) 情報化の進展が、情報・通信媒体（ハードウェアおよびソフトウェア）を活用できる者と活用できない者の間に様々な格差を生み出すことは、多くの論者によって指摘されていることである。

18)「中間報告」も、「金利上昇局面では預け替えを招きやすく、結果として収支の波動性をもたらすという側面がある。この点については、郵便貯金資金が今後全額自主運用へと移行していく中で、ALM(資産負債総合管理、Asset and Liability Management)をより柔軟に行うことが可能となることから、これを通じて適切な残高構成のバランス確保に努めるとともに、健全経営を確保する観点からの金利設定の在り方等についても今後検討していくことが求められる」と認めている。

19) 城南信金（東京都）は、1999年12月７日より2002年３月31日と期間限定ながら、「あらゆる面で郵便局の定額貯金を超えた貯蓄商品の決定版！」として、「超優貯」を販売開始している。

20)「全銀協の意見」は、その他、郵便貯金の限度額管理の厳正運用と、歩合制の貯蓄奨励手当ての廃止を求めている。これについては、郵便貯金の側がその詳細な運用実態を国民に明らかにすべきであると考える。

21) ディスクロージャー冊子「郵便貯金'99」によれば、1999年５月10日現在392の金融機関と提携しており（11ページ)、その後も増加している。

22) 論理的には、「本来の財投改革」が即、「郵便貯金の全額自主運用」に直結するものではないとないと考える。しかし、本稿では、将来の全額自主運用を前提に論を進めるのが、現時点でのやむをえざる現実と考えている。「自主運用は、民営化に道を開く」との考えも否定はできないが、自主運用を前提として、当面の民営化を阻止するような郵便貯金の在り方を考察することも必要と思われる。